ぜーむアップ Vol. 74

「ビールと訓示」

税理士　権藤 隆彦

連休が過ぎ、梅雨が明ければビールの香りと連想しながらテレビを見ていた日、国税庁のホームページの文章が浮かびました。

「ビールメーカーと国税局が争っていた件が裁判所に移行した。この争いは約2年前から続いていた」という内容です。皆様、この争いはどこでどのような形で続いていたかご存じですか。実は私は、国税庁国税不服審判所（以下「審判所」）を検索していました。あまり耳にしない機関ですね。

納税者は、国税（国税局・税務署、以下「原処分庁」）の処分に不服がある場合、審判所に審査請求ができ、審判所長は一定の手続きと審査を経て採決する、とされています。この採決は行政処分です。採決で「処分の取り消し」となりますと、原処分庁は不服があっても従わなければなりません。一方、納税者は「主張の棄却」とされても裁判に移行することができます。2年間の争いとは、審判所でお互いの主張を述べていた期間のことです。

審判所の生い立ちをご説明します。税務署は、明治29年11月に５２０署（現在は５２４署）設置されました。ご存じの通り、税務署は財務省（旧大蔵省）→国税庁→国税局→税務署と、上級官庁の指導・監督を受けます。審判所の前身は、昭和25年6月に国税局の「附属機関」である「協議団」として発足、協議団の構成員は税務職員でした。同じ組織の者が従事したため不人気で、結局成人式を迎えることなく、19年11ヶ月でその役目を終えました。昭和45年、国税庁の「附属機関」として「審判所」が設置され、その後昭和59年、「特別の機関」として独立しました（現在、審判所の下に11支部7支所にて運営）。

私は、税務署設置１００周年という節目の平成7年、ある支部の副審判所に着任しました。当時の部長審判官（以下「部長」）の訓示が忘れられません。「二つ」の事を述べられました。

「一つめ」は、税務署の設置は先に税務管理局を制定し、管理局の下に税務署を置きます。内国税に関する事務を掌握し、地方庁から独立させるためでした。目賀田主税局長は、税務の執行に際し税務官吏に「税務官吏心得八則」を定め、税の公平を保つためにその遵守を求めました。心得八則は割愛しますが、あわせて税務官吏を戒められた言葉を紹介します。明治半ば、世情は官尊民卑の時代です。そのような情勢の下で税務官吏は直接国民に対応し、その納得するように親切に説明、懇篤に指導しなければならないと述べ、職責の信頼を求められています。

「二つめ」は、昭和45年審判所の大島次長の言葉です。「納税者の通常の異議申し立ては、税務官吏の更正を行なった同じ税務官吏に対してなされ、同じ税務官吏が審査するのであれば、その官吏は同情を持って公平な立場でその訴えに耳を貸さないだ

ぜーむアップ Vol. 74

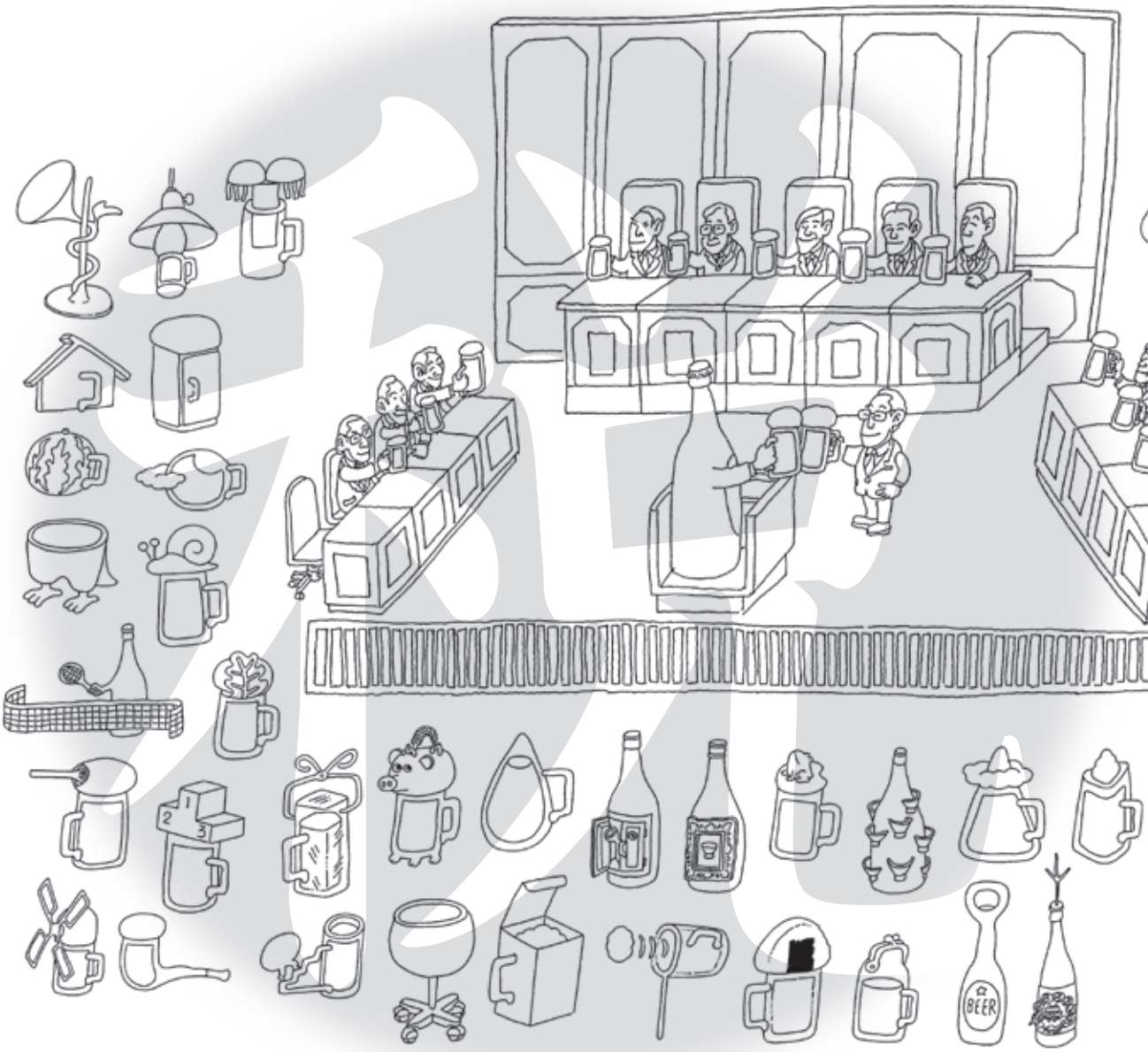

イラスト／永美ハルオ

ろう」と。「特別な機関」の存在を述べられたと思っています。部長は、節目の年度でもあり、税務職員としてまた審判所に籍を置く者に対し、先人の言葉を引用し自覚を示されたものと思い、今でも頭の片隅に残っています。

¥　¥　¥

忘れるところでしたが、お酒の税は大変なものです。税務署設置の歴史的背景として三つのことが挙げられていますが、その一つなのです。

一、日清戦争後、経営政策で増税を実施するため、大蔵省直轄による国税専門の機関を必要としたこと

二、増税が、酒造税と営業税の国税編入によるものであったこと

三、税務行政機構の確立が必要であったこと

¥　¥　¥

ところで皆様、ビール大瓶の容量が633㎖に決まった経緯をご存じですか。昭和15年、ビールの酒税が造石税（ぞうこくぜい）から庫出税（くらだしぜい）方式に変更される際、それまで容量はそれぞれの会社が独自で決めていましたが、これを統一したものです。結果は、なんと一番少ない容量の瓶が採用されました。

では次の機会に。